

春日井市私道への公共下水道の布設に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により定められた事業計画に基づき、公共下水道の整備を予定している区域内の私道に公共下水道を布設する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいう。
- (2) 私道 不特定又は多数の者が通行に利用できる私有地で、明らかに道路としての形態を有し、かつ、その少なくとも一端部が公道に接続しているもので幅員1.8メートル以上のものをいう。
- (3) 私道敷公共下水道 私道に布設された公共下水道をいう。

(対象となる私道)

第3条 公共下水道を布設することができる私道は、公共下水道の供用開始予定日が属する年度に公共下水道整備を行う区域に位置する私道であつて、次に掲げる全ての条件を備えるものとする。

- (1) 私道に隣接する私道以外の土地とは独立して保存登記がなされていること。
- (2) 所有者の異なる建築物で公道に面していないものが、当該私道に2戸以上面していること。
- (3) 前号の建築物の所有者が、公共下水道の供用開始後遅滞なく排水設備を公共下水道と接続すること。
- (4) 私道に係る全ての所有者が、次に掲げる全ての条件を承諾していること。
 - ア 私道敷公共下水道の存置期間中は、私道の使用料は無償であること。
 - イ 下水道事業受益者負担金を納期限までに納付すること。

- ウ 私道に係る公租公課は、所有者の負担とすること。
- エ 私道敷公共下水道を撤去しようとする場合は、市の承認を得た上、私道の所有者において私道敷公共下水道の全ての使用者から撤去についての承諾を得て、かつ、代替施設を補償すること。
- オ 公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）に対して私道敷公共下水道についての新たな利用の申込みがあった場合において、申込みを行った者が私道敷公共下水道に取付管を接続するために私道を使用することを拒まないこと。
- カ その他私道敷公共下水道を管理する上で市長が必要と認める事項を遵守すること。
- キ 私道の所有権を第三者に譲渡し、又は私道に新たに制限物権その他の権利を設定する場合は、譲受人又は新たに権利を取得した者に、アからカまでの条件を承諾させること。

（申請）

第4条 私道に公共下水道の布設を希望する者は、1名の代表者を定め、私道敷公共下水道布設申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付した上、公共下水道の供用開始予定日が属する年度の9月末日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 土地所有者・建築物所有者名簿兼委任状（第2号様式）
- (2) 私道の位置図及び土地所有者の区画図（第3号様式）
- (3) 私道の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 私道敷公共下水道布設承諾書（第4号様式）
- (5) 私道敷公共下水道への接続確約書（第5号様式）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める書類

（布設の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査して布設の可否を決定し、私道敷公共下水道布設決定書（第6号様式）により代

表申請者（前条の規定により選定された代表者をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。

（布設費用の負担）

第6条 市は、前条の規定により私道敷公共下水道を布設することとした場合は、下水道本管及びマンホールを布設し、これに要する費用を負担するものとする。

（布設後の措置）

第7条 市長は、前条の規定による私道敷公共下水道の布設に係る工事が完了した後、速やかに私道敷公共下水道布設工事完了通知（第7号様式）により代表申請者に通知しなければならない。

2 この要綱に基づき布設した私道敷公共下水道の所有権は、市に帰属する。

（維持管理等）

第8条 私道敷公共下水道の維持管理は、市が行うものとする。

2 布設後の路面の維持管理は、土地所有者及び使用者が行うものとする。

3 私道の所有者は、市が行う私道敷公共下水道の維持管理に支障がないよう協力しなければならない。

（事情変更）

第9条 私道の所有者は、事情の変更により私道敷公共下水道の廃止又は布設替えを必要とするときは、あらかじめ市と協議し、事情変更承認申請書（第8号様式）及び事情変更承認申請人名簿兼委任状（第9号様式）を提出して市長の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、私道敷公共下水道の廃止又は布設替えを申請する者は、それに要する費用を負担しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、私道敷公共下水道の布設及び管理に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年度以後に公共下水道の供用開始をする区域に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

私道敷公共下水道布設申請書

令和 年 月 日

（宛先）春日井市長

代表申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

春日井市私道への公共下水道の布設に関する要綱第4条の規定に基づき、私道への下水道本管等の設置について、私道及び建築物所有者の総意により次のとおり申請します。

申請を行うに当たり、私道敷公共下水道布設承諾書にある誓約事項を厳守します。

	土地地番	地目	現況地目	地積 (m ²)
私道の所在地	春日井市			
	春日井市			
幅員	メートル			
私道に面する建築物（公道に面する建築物を除く）	戸			
添付書類	1 土地所有者・建築物所有者名簿兼委任状（第2号様式） 2 私道の位置図及び土地所有者の区画図（第3号様式） 3 私道の土地の登記事項証明書及び公図の写し 4 私道敷公共下水道布設承諾書（第4号様式） 5 私道敷公共下水道への接続確約書（第5号様式） 6 その他市長が必要と認める書類			

※ 公図には、第2号様式の図面対象番号を記入してください。

第2号様式（第4条関係）

土地所有者・建築物所有者名簿兼委任状

図面 対象番号	土地所有者	建築物所有者
1	住所 氏名	住所 氏名
2	住所 氏名	住所 氏名
3	住所 氏名	住所 氏名
4	住所 氏名	住所 氏名
5	住所 氏名	住所 氏名
6	住所 氏名	住所 氏名
7	住所 氏名	住所 氏名
8	住所 氏名	住所 氏名
9	住所 氏名	住所 氏名
10	住所 氏名	住所 氏名

委任状

私達は、次の者を代表者として定め、春日井市私道への公共下水道の布設に関する要綱に基づく申請及び施工に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

代表者

住所

氏名

電話 ()

第3号様式（第4条関係）

私道の位置図及び土地所有者の区画図

私 道 の 位 置 図
<p style="text-align: right;">N </p>

私 道 の 土 地 所 有 者 の 区 画 図
<p style="text-align: right;">N </p>

第4号様式（第4条関係）

私道敷公共下水道布設承諾書

（宛先）春日井市長

私道の所在地	
誓約事項	<p>1 春日井市私道への公共下水道の布設に関する要綱を遵守し、私道敷公共下水道の布設及び維持管理のために、私道を市が使用することを承諾し、異議を申し立てません。また、工事施工については全面的に協力します。</p> <p>2 工事に伴い、水道管等が支障となる場合、市が仮設、移設等を行うことを異議なく了解します。</p> <p>3 借家人には、当該賃貸人からこの申請内容を説明し、工事が円滑に施工できるよう了解を得ます。</p> <p>4 工事完了後の私道の路面補修等は、土地所有者及び使用者で行います。</p> <p>5 私道敷公共下水道を除く私道の維持管理は、使用者と協議の上、責任を持って行い、私道の現況を変更するときはあらかじめ市と協議の上申請します。</p> <p>6 私道の所有権、賃借権その他の権利を第三者に譲渡する場合は、本誓約事項全部を譲渡人に承諾させ、市及び私道敷公共下水道利用者に迷惑及び損害を掛けません。</p> <p>7 私道敷公共下水道の全部又は一部を廃止する場合は、市の承認を得たうえ、廃止後の私道敷公共下水道の撤去その他の処理についても土地所有者等の責任と負担において行います。</p> <p>8 公共下水道が供用開始となりましたら、浄化槽の場合は1年以内、汲み取り便所の場合は3年以内に宅内排水設備工事を行い、公共下水道へ接続します。</p> <p>9 私道に既に布設してある私道敷公共下水道を新たに利用したい者があるときは、接続を認めます。</p> <p>10 下水道事業受益者負担金を納期限までに納付します。</p> <p>11 私道敷公共下水道が布設された私道の公租公課は、私道の所有権を有する者が全額負担します。</p> <p>12 市が私道敷公共下水道の存置期間中は、私道の使用料は無償とします。</p> <p>13 その他、春日井市下水道条例等公共下水道に係る法令を遵守します。</p> <p>14 私道の所有権者からの異議申立てがあった時は、私道の所有権を有する者が責任を持って対処し、市に対して一切の異議申立てをしません。</p> <p>15 この承諾書の写し1通を申請者において保管します。</p> <p>私が所有権を有する上記の土地に私道敷公共下水道を設置すること及び上記の誓約事項を承諾します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">電 話 ()</p>

第5号様式（第4条関係）

私道敷公共下水道への接続確約書

令和 年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所
氏 名
電 話 （ ）

私道敷公共下水道布設工事完了通知後、私道敷公共下水道が使用可能となりましたら、速やかに市に排水設備工事計画確認申請書を提出し、浄化槽の場合は1年以内、汲み取り便所の場合は3年以内に、次の建築物の排水設備を公共下水道に接続することを確約いたします。

建築物所在地	
建築物所有者	

第6号様式（第5条関係）

春下建第 号
年 月 日

代表申請者

様

春日井市長

私道敷公共下水道布設決定書

年 月 日付けで申請のありました私道敷公共下水道布設については、次のとおり決定しましたので、春日井市私道への公共下水道の布設に関する要綱第5条の規定に基づき通知します。

- 1 決 定 区 分 設 置・却 下
- 2 私 道 の 所 在 地
- 3 工 事 予 定 期 間
- 4 条 件 又 は 却 下 理 由

第7号様式（第7条関係）

春下建第 号
年 月 日

代表申請者

様

春日井市長

私道敷公共下水道布設工事完了通知

年 月 日付けで申請のありました私道敷公共下水道布設については、次のとおり完了しましたので、春日井市私道への公共下水道の布設に関する要綱第7条の規定に基づき通知します。

	土地地番
私道の所在地	春日井市
	春日井市
	春日井市
	春日井市
	春日井市
工事完了日	
添付書類	しゅん工図

第8号様式（第9条関係）

事情変更承認申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

代表申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

春日井市私道への公共下水道の布設に関する要綱第9条の規定に基づき、私道の下水道本管等の廃止、布設替えについて、私道及び建築物所有者の総意により次のとおり申請します。

私道の所在地	
私道敷公共下水道の 工事完了年月日	
工事の内容	
事情変更の理由	
添付書類	1 事情変更承認申請人名簿兼委任状（第9号様式） 2 私道の土地の登記事項証明書及び公図の写し

※ 公図には、第9号様式の図面対象番号を記入してください。

第9号様式（第9条関係）

事情変更承認申請人名簿兼委任状

図面 対象番号	土地所有者	建築物所有者
1	住所 氏名	住所 氏名
2	住所 氏名	住所 氏名
3	住所 氏名	住所 氏名
4	住所 氏名	住所 氏名
5	住所 氏名	住所 氏名
6	住所 氏名	住所 氏名
7	住所 氏名	住所 氏名
8	住所 氏名	住所 氏名
9	住所 氏名	住所 氏名
10	住所 氏名	住所 氏名

委 任 状

私達は、次の者を代表者として定め、春日井市私道への公共下水道の布設に関する要綱に基づく申請及び施工に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

代表者

住所

氏名

電話